

仙台松島道路（三陸自動車道）
春日パーキングエリア内
道路サービス施設（下り線）
出店者募集要領

令和3年6月

宮 城 県 道 路 公 社

目 次

1	趣旨	1
2	概要	1
3	用語の定義	5
4	出店場所	5
5	出店施設	5
6	春日パーキングエリアの基本コンセプト	5
7	貸付条件	6
8	応募者及び出店者の資格	10
9	応募手続き等	10
10	出店予定者の決定	12
11	基本協定の締結等	13
12	その他	13
別紙1	売上項目	15
別紙2	提出書類総括表	16
別紙3	応募者等に関する提出書類一覧	17
別紙4	工事区分一覧表	18
別紙5	企画書類一覧	22
様式第1号	申込資格確認書	49
様式第2号	質疑書	50
様式第3号	応募企画書	52
様式第4号	フランチャイズ契約により別の事業者(フランチャイジー)に運営を任せるための申請書	53
様式第5号	第三者に売店又は飲食店舗の運営を行わせるための申請書	54
別添	参考資料1 アンケート調査結果	56
別添	参考資料2 契約面積図	60

1 趣旨

宮城県道路公社(以下「公社」といいます。)は、平成 24(2012)年 8 月 8 日に、三陸自動車道・春日パーキングエリア(愛称「むすび丸春日パーキングエリア」)において、道路サービス施設の営業を開始し、これまで大勢のお客様に御利用いただいております。

令和 4 (2022)年 3 月末に現在の出店者との契約が終了することから、公社が提示する諸条件に従い、自ら道路サービス施設の運営者として企画立案し、企画を実現する実行力と、施設経営に関し豊富な経験と能力を有する出店者を、企画公募により募集するものです。

2 概要

(1) 三陸自動車道の概況

三陸自動車道は、宮城県仙台市の仙台港北インターチェンジから岩手県宮古市の田老北インターチェンジまでを結ぶ、全長248.1キロメートルの自動車専用道路で、昭和57(1982)年10月に、公社が「仙台松島有料道路」として現在の松島大郷インターチェンジから松島北インターチェンジまでの区間を建設・開通して以来、公社、東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)及び国土交通省により整備が図られてきましたが、平成23(2011)年 3 月 11日の東日本大震災により、三陸沿岸地域への唯一の幹線道路としての三陸自動車道の重要性が認識され、「復興道路」として、国土交通省により延伸工事が急ピッチで進められました。その結果、当初の開通から約40年後の令和 3 (2021)年 3 月 6 日に気仙沼湾横断橋を含む宮城県気仙沼市の未開通区間が開通し、仙台市から宮古市までが 1 本の自動車専用道路で結ばれ、三陸自動車道が全線開通しました。さらに、三陸自動車道の北端である岩手県・田老北インターチェンジからは三陸北縦貫道路が、その北には、八戸・久慈自動車道がそれぞれ三陸自動車道とあわせて整備され、現在国土交通省により事業中である三陸北縦貫道路の未開通区間が開通すると、三陸自動車道を起点として青森県八戸市までを結ぶ、全長359.0キロメートルの「三陸沿岸道路」が全通することになります。

三陸自動車道のうち、宮城県内の管理については、仙台港北インターチェンジから利府中インターチェンジまで7.8キロメートルをNEXCO東日本が、利府中インターチェンジから鳴瀬奥松島インターチェンジまでの18.3キロメートルを公社が、それぞれ有料道路として管理しており、鳴瀬奥松島インターチェンジ以北は国土交通省が管理しています。特に、公社が管理する区間は、日本三景「松島」に最も近いインターチェンジである松島海岸インターチェンジを有し、「三陸沿岸地域への玄関口」としての位置にあることから、観光目的車両はもちろんのこと、営業、物流といった業務用車両が多く走行し、経済を支える産業道路としての側面も有しています。

(2) 春日パーキングエリアについて

春日パーキングエリアは、矢本パーキングエリアに次いで三陸自動車道に設置された休憩施設で、高速道路を含めた宮城県内のパーキングエリア及びサービスエリアで初めて、24時間営業のコンビニエンスストアを設置したパーキングエリアです。

公社では、開業以来、お客様がパーキングエリア御利用後も安全かつ円滑に走行できるよう、適切に休憩でき、かつ、質の高い「安心」と「快適」なサービスをお客様が享受できる施設づくりに努めてきました。

また、地方道路公社という公共的団体としての立場から、沿線自治体の振興や公益への貢献に寄与すべく、自治体と協力し様々な催事等を行ってきました。実施例としましては、自治体による定期的な地場産品販売所の出店をはじめ、沿線自治体による地域物産品を一同に集めた販売イベント、地域の観光情報や東日本大震災からの復旧・復興に関する情報の提供のほか、下り線においては、春日パーキングエリア造成時に発見された遺跡から出土した文化財の展示や、沿線自治体の教育委員会との共催による地域の歴史に関心を持っていただくイベントなどを実施し、そのいずれもが他のパーキングエリア・サービスエリアには見られない、特色ある内容となっています。加えて、上り線は、宮城県から原発避難者検査所としての指定を受けており、女川原発事故発生時には、避難者の検査会場として使用されることとされております。

以上のとおり、春日パーキングエリアの運営には、質の高いサービスの提供とあわせて、高い公共性が求められることに御留意ください。

(3) 交通量・位置図・平面図

◇交通量

断面交通量(利府中IC～松島海岸IC間)

(単位: 台/日)

上下	年度	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	計
上り	R2	2,186	9,275	909	787	99	13,256
	R1	2,558	11,009	975	823	129	15,494
	H30	2,520	10,749	982	818	127	15,196
下り	R2	2,049	9,083	911	704	105	12,852
	R1	2,378	10,660	974	727	134	14,873
	H30	2,338	10,433	980	732	133	14,616

春日PA立寄台数

(単位: 台/日)

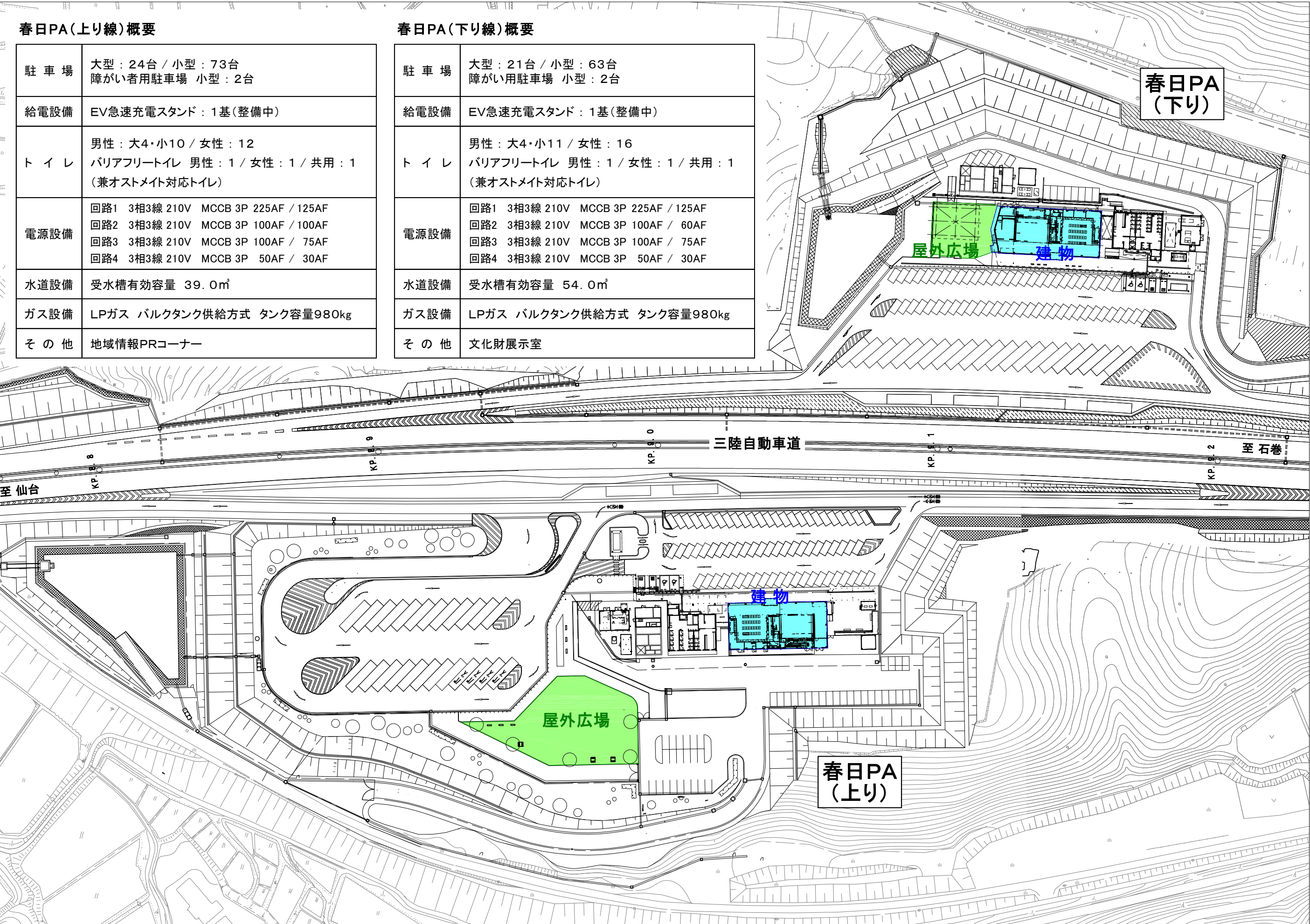
上下	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
上り	R2	1,426	1,448	1,903	1,906	2,062	2,031	2,053	2,006	1,830	1,689	1,887	2,050	1,858
	R1	2,257	2,324	2,198	2,304	2,558	2,304	2,105	2,281	2,112	2,083	2,065	2,054	2,221
	H30	2,209	2,218	2,200	2,274	2,459	2,191	2,180	2,212	2,031	1,954	2,056	2,264	2,188
下り	R2	1,334	1,362	1,730	1,769	1,934	1,882	1,898	1,872	1,693	1,499	1,725	1,855	1,713
	R1	2,155	2,140	2,045	2,140	2,433	2,138	1,936	2,103	2,008	1,857	1,893	1,889	2,062
	H30	2,055	2,034	2,036	2,101	2,310	2,068	2,051	2,063	1,937	1,769	1,896	2,111	2,037

◇位置図 (図1)



・地理院タイルに春日PAを追記して掲載

◇平面図（図2）



3 用語の定義

この要領で用いる用語の定義を以下のとおりとします。

応募者：本企画に応募する事業者のうち、公社と直接契約を締結する代表者をいいます。

出店者：売店、飲食店舗を運営する事業者をいいます。

建物：店舗と休憩スペース、通路、風除室等を含めた建物全体をいいます。

店舗：売店と飲食店舗を合わせたものをいいます。

売店：売場とその附属施設（事務室、倉庫、レジカウンター等）を合わせたものをいいます。

飲食店舗：飲食スペースとその付属施設（厨房、倉庫等）を合わせたものをいいます。

自動販売機：災害等で停電が発生した場合でも商品の供給が可能な災害対応型で、飲料（酒類除く）を提供するものをいいます。

4 出店場所

名称 仙台松島道路（三陸自動車道）
春日パーキングエリア内道路サービス施設（下り線）
所在 宮城郡利府町春日字二ツ石 39-8

5 出店施設

施設の種類 建物内に店舗施設を設置します。出店する施設は、売店と飲食店舗です。
また、店舗外に自動販売機の設置が必要となります。キッチンカーについては、屋外広場に出店することができます。

占用面積 【下り線】（別添 参考資料 2 「契約面積図」 参照）

売店：212.1㎡

飲食店舗：150.1㎡

自動販売機：最大2.4㎡（2台設置）

※キッチンカーは屋外広場に出店することができます。（平面図（図2）参照）出店場所については、協議することとします。

6 春日パーキングエリアの基本コンセプト

公社においては、パーキングエリアの運営について、特に次のような観点を重視しています。その趣旨を踏まえたうえで、企画提案書の作成を行ってください。

- （1）24時間いつでも立ち寄れ、お客さまのニーズを満たす手軽で便利な店舗
- （2）地域の魅力を伝え、観光による交流人口の拡大を推進できるような情報発信
- （3）楽しみや賑わいを創出する、三陸道沿線地域と連携したイベント開催による地域振興への寄与

- (4) 東日本大震災の記憶と教訓の次世代への伝承
- (5) 三陸道をはじめとした道路利用者の安全・安心な通行を促すとともに、安心で快適な居心地の良い空間でお客さまが過ごせる休憩施設
- (6) 道路情報の提供
- (7) 災害時にも対応できる防災機能
- (8) 環境に優しく、感染症対策が徹底された、お客さまが安全・安心に利用できるための施設・サービス

7 貸付条件

(1) 貸付方法

借地借家法第38条第1項に定める定期建物賃貸借契約とします。なお、公正証書による契約を希望する場合は、公正証書作成に要する費用は、応募者が負担することとします。

(2) 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までとし、期間の満了により終了します。

(3) 営業時間

営業日数：通年営業

営業時間：建物は24時間開放となります。ただし、建物内に設置する飲食店舗を24時間営業としない場合、防犯上の観点から営業時間終了後は施設内をシャッターで閉鎖します。また、各施設の営業時間は以下のとおりとします。

名 称	営業日数	営業時間	備 考
売店	通年	24時間	
飲食店舗	通年	7:00～20:00 ※最低営業時間	

(4) 敷金（保証金）

月額固定賃料の12ヶ月分とします。

なお、敷金（保証金）は、賃貸借契約終了時に原状回復費用など応募者が公社に対して負担する一切の債務を差し引いた残額を、利息を付さずに返還します。

(5) 賃料等

①賃料

イ 賃料は固定賃料及び売上歩合賃料の併用方式とします。

ロ 月額固定賃料は、1㎡当たり金500円とし、賃貸面積（別添 参考資料2「契約面積図」参照）に乗じて算出します。（自動販売機は賃貸面積に含み、キッチンカーは賃貸面積に含まない。）

ハ 月額売上歩合賃料は、消費税を除く月間売上高が金 5,000,000 円を超えた場合、その超過分に対して 4%以上（小数点第 1 位まで可、少数点第 2 位以下は切り捨て）の売上歩合を乗じて得た額とします。

なお、売上高とは、現金売上、クレジット等による売上の総額（ただし、別紙 1「売上項目」記載の売上を除く。）をいいます。（自動販売機やキッチンカーの提案がある場合は、その売上も含む。）

ニ 1 ヶ月間の売上額（消費税除く）を翌月の 10 日まで公社へ報告し、賃料に係る消費税相当額を加算した額を月末までに支払うこととします。

②賃料の他に実費負担として、光熱水費を別途徴収します。

光熱水費については、計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料及び上水道料の実費相当分の負担となります。

なお、レジなどで特別な回線を必要とする場合、それらの設置工事や維持運営に要する経費については、応募者負担としますが、その方法については別途協議とします。

③応募者の所有にかかる販売商品、内装造作設備等の資産について、火災、盗難その他の事故による損害を補填するため、応募者の費用負担において損害保険に加入することとします。

（6）店舗の運営方法

①店舗の運営は、店舗の企画・運営のノウハウを持つ応募者による直営とします。

②応募者は、売店及び飲食店舗の運営の両方を第三者に行わせることはできません。

③出店者（チェーン本部）がフランチャイズ契約に基づき別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せる場合又は第三者に運営を行わせる場合は、次の各号を条件として公社が承認した場合に限り可能とします。

ア 食品衛生に万全を期すこと。

イ 賃貸借契約期間中の継続営業を応募者が確実に保証すること。

ウ 賃貸借契約期間途中で出店者が撤退した場合は、応募者が責任を持って出店者を応募すること。

エ 賃貸借契約に規定する義務を出店者が確実に履行すること。

オ 公社又は道路利用者等の第三者に損害を与えた場合の賠償を応募者及び出店者が誠実に履行すること

④下記の商品は取り扱いえません。

酒類、青少年に有害であるとして指定された図書類

（7）使用上の制限等

①パーキングエリア施設の使用にあたり、形質の改変をすることはできません。

ただし、予め書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

- ②時間帯や形態を問わず、いかなる場合でも、応募者は、賃貸借契約書の条項に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ、若しくは担保に供し、又は営業の委託、若しくは名義貸し等をすることはできません。
- ③パーキングエリアは多くの利用者があるため、企画・設計にあたっては、防火管理等の十分な配慮をお願いします。
なお、店舗設置工事（（８）店舗設置工事①参照）着手に先立ち、公社総務部総務課への各種届出書類の作成及び協議を行っていただきます。
- ④店舗等に設置したゴミ箱の廃棄物に関しての処理は、応募者の責任で行い、処理費用も応募者の負担とします。
- ⑤商品・廃棄物等の搬入・搬出は商品搬入口から行い、管理用通路を使用して行うこととします。また、廃棄物を一次的に保管する場所として、廃棄物集荷所の使用が可能です。
- ⑥店舗内は全て禁煙とし、灰皿の設置は不可とします。
- ⑦応募者は、店舗内部及び必要と考えられる範囲にかかる清掃を行うこととします。
- ⑧応募者は、店舗にかかる防犯対策を自らの負担と責任で講じることとします。
- ⑨店舗の設置・運営にあたっては、関係法規及び公社が定める事項を遵守していただきます。
- ⑩上記使用上の制限等に違反した場合は、賃貸借契約を解除します。この場合、応募者及び出店者は公社に対し、一切の補償を請求することはできません。また、公社又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ⑪工事、事故、災害等により三陸自動車道を通行止めする場合があります。この場合において、応募者及び出店者は公社に対し一切の補償を請求することはできません。

（８）店舗設置工事

- ①応募者は、出店にあたり、その企画提案内容に基づき、自らの責任と負担において、必要な工事（以下「店舗設置工事」という。）を行うこととします。なお、工事の区分については、「別紙４「工事区分一覧表」」を参照してください。
ただし、公社施工区分に属する設備については、現況の設備を使用することとし、原則追加及び変更工事は行いません。
- ②店舗設置工事については、工事開始前に、公社と設計及び施工の協議を行った上、公社の承諾を得ることとします。公社は工事終了後、適正履行確認の検査を行います。この検査に合格した後に、工事が完成したものとします。
- ③応募者が店舗設置工事により設置した設備等については、応募者が自らの負担と責任において、維持管理を行っていただきます。

(9) 賃貸借契約の解除又は変更

次の各号に該当するときは、賃貸借契約を解除し、又は変更することがあります。

- ①応募者又は出店者が賃貸借契約書の条項又は「(7) 使用上の制限等」に違反したとき。
- ②仙台松島道路（三陸自動車道）の料金徴収期間が終了したとき。
- ③応募者が銀行の取引停止又は破産の宣告を受けたとき。
- ④応募者が店舗運営することが不適当と認められる明らかな事由があるとき。
- ⑤その他賃貸者契約を継続しがたい事由が発生したとき。

(10) 賃貸借契約終了時の条件

応募者は、賃貸借期間の満了日（令和14年3月31日）までに自己の負担で原状に回復して返還していただきます。また、賃貸借契約を解除された場合、応募者は直ちに自己の負担で原状に回復して返還していただきます。これらの場合において、応募者及び出店者は公社に対し一切の補償を請求することはできません。また、公社が指定する者へ業務の引継ぎを行う場合は、本事業が円滑に引き継がれるように、誠意を持って適切な引継を行わなければなりません。なお、公社はそのために要する費用について負担しません。

(11) 損害賠償

応募者は、出店場所の使用（別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せた場合、及び第三者にその運営を行わせる場合を含む。）にあたり、公社又は道路利用者等の第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(12) その他

- ①自動販売機は、応募者において配線工事が必要になります。また、ゴミ箱を設置し、適切な管理を行ってください。
- ②キッチンカーを出店する場合は、必要となる水、電気、燃料については、応募者において確保してください。また、ゴミ箱を設置し、排水・ゴミは持ち帰り適切に処理することが必要となります。
- ③応募者の都合による経費は、応募者が負担することとします。
- ④応募者は、公社の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態に保つよう使用することとします。
- ⑤使用許可条件については、本要領に定めるもののほか、賃貸借契約書、営業規則及び公社の関係規程等に定めるところによります。
- ⑥公社は、出店施設について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。

8 応募者及び出店者の資格

応募者及び出店者は、春日パーキングエリアの出店に意欲があり、設置する店舗の基本コンセプト及び賃貸借契約の趣旨を理解し、その業務を行うのにふさわしい社会的信用、安定して運営できる企画力、技術力、資金及び経営能力等を備えた者で、次の要件を満たしていることとします。

なお、下記（４）から（９）までの確認として、応募者、別の事業者（フランチャイジー）及び第三者のそれぞれについて、様式第１号を提出してください。

- （１）良質な商品、商品開発及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- （２）店舗の企画・運営のノウハウを有すること。
- （３）国税及び地方税を完納していること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）本応募に関し不正な利益を得るために連合するなど不正な行為を行っていないこと。
- （６）役員が暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは第 6 号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者ではないこと。
- （７）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- （８）役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者がいないこと。
- （９）その他著しく社会的信用を損なう行為等がないこと。

9 応募手続き等

（１）質疑の方法及び回答

この募集要領に関する質疑は質疑書（様式第 2 号）により受け付けます。

質疑書を提出する場合には、郵送又は F A X でお願いします。

質疑受付日時 令和 3 年 6 月 18 日（金）～令和 3 年 7 月 16 日（金）

9 時から 16 時まで

但し、土曜日、日曜日、祝日は除く。

質疑書提出先 〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 20 号 ふるさとビル 4 階

宮城県道路公社 総務部総務課

電話 022-263-0566 FAX 022-262-8202

質疑への回答 令和3年7月30日（金）までに公社ホームページ

(<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>) に掲載します。

(2) 提出書類及び部数等

- ①申込資格確認書（様式第1号） 1部
- ②応募企画書表紙（様式第3号） 1部
- ③応募者及び出店者に関する書類（別紙3「応募者等に関する提出書類一覧」参照）
- ④企画書類（別紙5「企画書類一覧」参照） 10部

※上記書類のほか、公社が必要とする書類の提出を求めることがあります。

- ⑤フランチャイズ契約により別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せるための申請書（様式第4号） 1部 ※必要な場合提出
- ⑥第三者に売店又は飲食店舗の運営を行わせるための申請書（様式第5号） 1部
※必要な場合提出

⑦提出方法

※1 提出方法は、公社が受領したことが確実に分かる書留郵便等とし受付期間の終了日の受付時間内必着とします。

※2 郵便の到着等の問い合わせには一切応じないものとします。期限を過ぎて配達されたものについては受け取りません。

受付期間：令和3年8月 2日（月）から

令和3年8月31日（火）16時まで

提出先：〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階

宮城県道路公社 総務部総務課

電話 022-263-0566 FAX 022-262-8202

(3) 提出書類等の取扱

- ①提出書類等に記載された個人情報、出店予定者の選定、審査その他出店手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- ②提出書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③公社は、出店手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類等を複製することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、企画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ④提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

10 出店予定者の決定

(1) 出店予定者の決定方法

応募者の中から、公社評価選定委員会（以下「委員会」といいます。）において企画内容や実施能力等を総合的に審査の上、出店予定者を決定します。

(2) 書類審査の実施

提出された書類について、委員会において書類審査を行います。本要領で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、委員会が、補足、修正等の必要性を連絡することはありません。所定期間内に適正に提出された書類に対して書類審査を実施します。

(3) ヒアリング等の実施

必要がある場合はヒアリングを行いますが、その時期は令和3年9月中旬頃を予定しています。その際は、事前に公社からヒアリングを行う応募者へ通知します。また、追加資料の提出を依頼することがあります。

(4) 出店予定者の決定時期及び審査の結果の通知

出店予定者の決定は、令和3年11月中旬頃を予定しています。

審査結果は応募者全員に文書で通知します。

(5) 出店予定者の公表

出店予定者の公表は令和3年11月中旬頃を予定しており、公社のホームページ（<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>）で行います。また、出店予定者の提案内容の概要については公表することがあります。

(6) 賃料の審査上の取扱

月額固定賃料は公社が提示した額とし、売上歩合賃料について審査します。

売上歩合賃料については、「7 貸付条件（5）賃料等①賃料ハ」に規定する月額売上高が5,000,000円を超えた場合、その超過分に対して乗じる売上歩合賃料率を評価の対象としますが、売上歩合賃料を最低4%としますので、4%未満の売上歩合賃料を提示された場合、失格となります。

(7) 企画書類の審査上の取扱

企画書は「様式1-(1)」から「様式13-(1)」まで、全ての項目について記載が必要となります。いずれかひとつの項目でも全く記載がない場合、失格となります。

なお、「様式14-(1)」「様式14-(2)」の記載は任意ですが、提案があれば評価対象となります。

(8) フランチャイズ契約により別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せる場合の審査上の取扱

企画書は別の事業者（フランチャイジー）を含めた計画で作成するものとし、一体の応募者として審査します。

(9) 売店又は飲食店舗を第三者に運営を行わせる場合の審査上の取扱

企画書は当該第三者を含めた計画で作成するものとし、一体の応募者として審査します。

1 1 基本協定の締結等

(1) 基本協定の締結

出店予定者は、賃貸借契約締結に先立ち、出店に関し、公社と次の各号に基づいた基本協定を締結します。

- ①賃貸借契約の時期及び施設の開業時期等
- ②予約証拠金に関する事項
- ③店舗設置工事に関する事項
- ④出店予定者がフランチャイズ契約に基づき別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せる場合における承認手続に関する事項
- ⑤出店予定者が売店又は飲食店舗を第三者に運営を行わせる場合における承認手続に関する事項

(2) 予約証拠金の納付

出店予定者は、基本協定締結後、月額固定賃料の3ヶ月分相当額を予約証拠金として納付してください。

なお、この予約証拠金は、利息を付さず、賃貸借契約締結後、敷金（保証金）の一部として充当します。

基本協定締結後に、出店予定者の都合により賃貸借契約を締結しないこととした場合は、予約証拠金は返還しません。

1 2 その他

(1) 応募者が提出した応募企画書等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とします。

- ①「8 応募者及び出店者の資格」に規定する資格を満たさない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③公社の求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- ④応募企画書等で、「5 出店施設」、「7 貸付条件（6）店舗の運営方法」、「10 出店予定者の決定（6）賃料の審査上の取扱」、「10 出店予定者の決定（7）企画書類の審査上の取扱」及びその他公社が求める要件を満たさない場合
- ⑤その他公募に関して不正な行為があった場合

(2) 出店予定者（別の事業者（フランチャイジー）及び運営を行わせる第三者を含む。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当したときは、基本協定締結後であっても出店予定者の決定を取り消すことがあります。

- ①出店予定者の決定から賃貸借契約の手続きまでの間に、資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が困難であると公社が判断した場合
- ②著しく社会的信用を損なう行為等により、ふさわしくないと公社が判断した場合
- ③「8 応募者及び出店者の資格」に規定する資格を失った場合

(3) 応募に係る費用の負担

応募、審査、契約手続きに関し応募者が要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 使用言語及び単位

応募に関する申込書類、質疑等に関する言語は日本語、通貨は日本円、単位はメートル法及び計量法（平成4年法律第51号）を使用するものとします。

(5) 特別な事情等による募集の中止、募集スケジュールの変更等に伴い応募者等に不利益が生じても公社はその責めを負わないこととします。

(6) 営業の競合

春日パーキングエリア（上下線）において、他の事業者が地場産品等の販売を行うことがあります。

例年、8月中旬から11月上旬の土日祝日を中心に地元自治体による地場産品販売を実施しています。

(7) 道路管理業務への協力

春日パーキングエリアが有料道路の管理上重要な機能を有していることに鑑み、公社が定める営業規則に従い道路管理業務に協力するものとします。

別紙 1

売 上 項 目

項 目		具体例（主な商品、サービス）
1	公共料金	電気、ガス、水道、電話料金など その他収納代行サービス
2	委託商品	はがき、切手、印紙、チケット類 ゴミ袋、バス券など
3	プリペイドカード	携帯電話、国際電話、音楽やゲームなどネットでサービス を受ける商品など
4	サービス	ゆうパック、宅急便、コピー、FAX、宝くじなど
5	たばこ	たばこ
6	新聞	新聞（一般、スポーツ、競馬）、地元発行紙
7	雑誌	週刊誌、月刊誌、コミック、文庫本
8	預り金	電子マネー機能付ICカード等への現金チャージによる 預り金
9	その他	その他協議による

提出書類総括表

提出書類名		様式	提出部数	備考	確認欄
応募者等に関する提出書類	謄本類	—	1部	書類の内容は、別紙3「応募者等に関する提出書類一覧」参照	☐
	役員等名簿	—	1部	〃	☐
	印鑑証明書等	—	1部	〃	☐
	定款	—	1部	〃	☐
	企業概要	—	10部	〃	☐
	事業概要	—	1部	〃	☐
	決算書	—	1部	〃	☐
	納税証明書	—	1部	〃	☐
	免許等	—	1部	〃	☐
企画書類	各企画書類	様式1-(1)から 様式14-(2)	10部	別紙5「企画書類一覧」参照 ※様式1-(1)から様式13-(1)は必須、 様式14-(1)、様式14-(2)は任意	☐
その他	申込資格確認書	様式第1号	1部		☐
	質疑書	様式第2号	1部		☐
	質疑書別紙	様式第2号 (別紙)	1部		☐
	応募企画書	様式第3号	1部	企画書表紙	☐
	フランチャイズ契約により別の事業者(フランチャイジー)に運営を任せるための申請書	様式第4号	1部	必要な場合提出	☐
	第三者に売店又は飲食店舗の運営を行わせるための申請書	様式第5号	1部	必要な場合提出	☐

※確認欄は、書類のチェックに利用して下さい。(本紙は提出の必要はありません。)

別紙 3

応募者等に関する提出書類一覧

書 類 名	内 容	提出部数
膳 本 類	法人等の登記簿謄本 (現に効力を有する部分のみで可) (個人事業主の場合は開業届け写し又は商業登記簿謄本)	1 部
役員等名簿	氏名、役職名、職歴を記載したもの	
印鑑証明書等	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
定 款	最新のもの	
企 業 概 要	会社の概要がわかる資料 (パンフレットなど)	1 0 部
事 業 概 要	企業理念 (経営方針) 事業経歴 創立 (創業、操業) 年月日 資本金 (出資総額) 事業内容 (事業種目、取扱品目・サービス及び年間取引高、事業所所在地及び従業員数、分野別の主な取引先・提携先等) 今回の提案に類似又は関連する実績 その他応募者の P R となるもの	1 部
決 算 書	直近 3 ヶ年の ・貸借対照表、損益計算書 ・株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 (個人事業主の場合は青色申告書又は確定申告書)	
納 税 証 明 書	直近 3 ヶ年分の ・事業税の納税証明書 ・法人税又は所得税及び消費税の納税証明書	
免 許 等	提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許等が必要とされる場合、その免許等「写し」	

証明書は提出前 3 ヶ月以内に発行されたものとします。

証明書、免許等以外の書類のサイズは、できる限り A 4 タテでお願いします。

※応募者、別の事業者 (フランチャイジー) 及び第三者のそれぞれについて、上記書類を提出してください。

工事区分一覧表

項 目		本体工事 (公社 施工) 【A工事】	テナント工事 (出店者 施工) 【B工事】	維持管理項目	維持管理 (公社 管理)	維持管理 (出店者 管理)
仮設工事						
水道、電気、トイレ		○		—	—	—
土工事						
建物基礎、土間下防水シート等		○		—	—	—
コンクリート工事						
建物基礎(母屋、便所)		○		—	—	—
設備基礎(受水槽、浄化槽、バルクタンク、室外機)		○				
ピット、土間、床スラブ		○				
テナント部内厨房区画土間シンダーコンクリート打設			○			
鉄筋工事						
建物基礎(母屋、便所)		○		—	—	—
ピット、土間、床スラブ		○				
鉄骨工事						
本体鉄骨		○		—	—	—
看板取付用下地鉄骨		○				
屋根工事						
全て(トップライト含む)		○		通常維持管理	○	
防水工事						
建物付随工事全て		○		通常維持管理	○	
テナント部内厨房区画土間		○				
外壁工事						
建物外壁		○		通常維持管理	○	
天井裏換気口		○				
軒天(点検口含む)		○				
金属工事						
建物笠木		○		通常維持管理	○	
建物水切り		○				
樋		○				
外部通路、スロープ手すり		○				
外部建具工事						
フロントサッシ		○		通常維持管理	○	
風除室		○				
自動ドア		○		定期点検	○	
排煙窓		○		通常維持管理	○	
展示室ガラスウォール(下り)		○				
ウェルカムゲート(ドア含む)		○				
建物裏面窓サッシ(便所、休憩室)		○				
建物裏出入口ドア(倉庫、厨房、休憩室)		○				
内部建具工事						
便所内部パーテーション及びドア		○		通常維持管理	○	
内部従業員用便所ドア		○				
テナント部内工事			○	通常維持管理		○
ガラス工事						
フロントサッシ		○		通常維持管理	○	
風除室		○				
自動ドア		○				
排煙窓		○				
展示室ガラスウォール(下り)		○				
建物裏面窓サッシ(便所、休憩室)		○				
左官工事						
外部巾木		○		通常維持管理	○	
外部土間、屋外通路、階段、スロープ等全て		○				
内部床仕上用下地金ゴテ仕上(テナント部内含む)		○				

工事区分一覧表

項 目	本体工事 (公社 施工) 【A工事】	テナント工事 (出店者 施工) 【B工事】	維持管理項目	維持管理 (公社 管理)	維持管理 (出店者 管理)
木工事					
建物付随工事全て	○		通常維持管理	○	
テナント部内工事		○	通常維持管理		○
塗装工事					
建物付随工事全て	○		通常維持管理	○	
テナント部内工事		○	通常維持管理		○
断熱工事					
建物付随工事全て	○		通常維持管理	○	
テナント部内工事		○	通常維持管理		○
内装工事					
建物外周部壁下地	○		通常維持管理	○	
建物外周部壁ボード貼り	○				
従業員用便所間仕切壁	○				
休憩室間仕切壁	○				
テナント区画界壁	○				
展示室、外部倉庫間仕切壁	○				
天井下地工事全て	○				
天井ボード貼り工事全て	○				
天井仕上げ工事全て	○				
天井点検口工事全て	○				
床仕上げ(共用通路、作業員休憩室、展示室、外部倉庫)	○		床清掃	○	
床仕上げ(テナント部内)		○	床清掃		○
壁仕上げ(共用通路、作業員休憩室、展示室、外部倉庫)	○		通常維持管理	○	
壁仕上げ(テナント部内)			通常維持管理		○
雑工事					
建物付随工事全て	○		通常維持管理	○	
テナント部内工事		○	通常維持管理		○
外構工事					
全工事	○		ゴミ拾い、清掃	○	
看板工事					
施設案内サイン	○		清掃	○	
むすび丸看板	○				
外部軒上看板		○	清掃		○
内部表示サイン		○			
その他看板		○	清掃・蛍光管交換		○
電気設備工事					
高圧引込設備	○		通常維持管理	○	
受変電設備及びメータ設置	○		定期点検	○	
必要電気容量の確保	○				
テナント部分電盤までの幹線引込工事(電灯、動力)	○		通常維持管理	○	
分電盤工事	○				
分電盤以降テナント部内配線工事		○	通常維持管理		○
照明設備工事	○		清掃・消耗品交換	○	
照明設備工事(テナント部)		○	清掃・消耗品交換		○
コンセント設備(共用通路、作業員休憩室、展示室、外部倉庫他)	○		通常維持管理	○	
コンセント設備(テナント設備)		○	通常維持管理		○
自家発電設備(電気室含む全て)	○		定期点検	○	
太陽光発電設備	○		定期点検	○	
弱電設備工事					
建物付随工事全て	○		通常維持管理	○	
テナント部内工事		○	通常維持管理		○

工事区分一覧表

項 目	本体工事 (公社 施工) 【A工事】	テナント工事 (出店者 施工) 【B工事】	維持管理項目	維持管理 (公社 管理)	維持管理 (出店者 管理)
通信設備工事					
建物引き込み	○		通常維持管理	○	
共用部、作業員休憩室、展示室、便所内設備	○				
テナント部内引込用空配管(テナント必要数)	○				
光回線引込用空配管(テナント必要数)	○				
テナント部内設備工事		○	通常維持管理		○
放送設備工事					
緊急放送設備	○		定期点検	○	
有線引込用空配管(テナント必要数)	○		通常維持管理	○	
緊急放送用カットリレー		○	通常維持管理		○
有線引込		○			
有線アンプ設置		○			
テナント内スピーカー設置		○			
防災設備工事					
誘導灯	○		定期点検	○	
非常用照明	○				
非常警報設備	○				
自動火災報知設備	○				
消火器	○		定期点検		○
消火器(テナント自主設置分)		○			
拡声器	○		定期点検	○	
その他消防指導による必要設備	○				
給水工事					
給水引込	○		通常維持管理	○	
受水槽	○				
メーター設置	○				
屋外給水設備	○				
屋内給水設備(便所、従業員用便所、作業員休憩室)	○				
テナント部内までの配管引込	○				
テナント部内設備工事		○	通常維持管理		○
排水工事					
排水管引込	○		通常維持管理	○	
浄化槽	○				
屋外排水設備	○				
屋内排水設備(便所、従業員用便所、作業員休憩室)	○				
テナント部内までの配管引込	○				
厨房グリーストラップ設置	○		必要の都度清掃		○
テナント部内設備工事		○	通常維持管理		○
衛生器具					
便所衛生器具	○		通常維持管理	○	
従業員トイレ衛生器具	○				
作業員休憩所ミニキッチン	○				
屋外散水栓、立水栓	○				
テナント部内衛生器具		○	通常維持管理		○
ガス設備					
バルクタンク	○		定期点検	○	
ガス配管設備	○		通常維持管理	○	
メーター設置	○				
テナント部内までの配管引込	○				
テナント部内設備工事		○	通常維持管理		○

工事区分一覧表

項 目	本体工事 (公社 施工) 【A工事】	テナント工事 (出店者 施工) 【B工事】	維持管理項目	維持管理 (公社 管理)	維持管理 (出店者 管理)
空調設備					
空調機本体・設置工事	○		定期点検・ 清掃・ 消耗品交換・ フロン排出抑制法 に基づく点検・排 気フード風速調整	○	○ (テナント部 ・ 指定機器①)
空調機設備配管工事	○				
換気設備(全熱交換ユニット含)本体・設置工事	○				
換気設備ダクト工事	○				
排気フード用換気設備本体・設置工事	○				
排気フード用ダクト工事	○				
排気フード取付工事(ダクトつなぎ込み含む)		○	通常維持管理		○
冷設工事					
冷凍・冷蔵ショーケース搬入設置		○	定期点検		○
専用配管・配線工事		○			
厨房機器					
機器搬入設置		○	定期点検		○
給排水接続工事		○			
ガス接続工事		○			
屋外ゴミ箱					
全工事	○		ゴミ回収・清掃	○	
ゴミ集積所					
全工事	○		整理・清掃	○	
喫煙所					
全工事	○		吸殻回収・清掃	○	
屋外休憩所					
全工事	○		清掃	○	

指定機器①

設置場所(名称)	設置場所(住所)	製品分類	能力	備考	用途	圧縮機 出力 (kW)	冷媒 種類	充填量 (kg)
春日PA下り ACP-4	春日PA下り 宮城郡利府 町春日字二ツ石39-8	ビル用パッケー ジエアコン	冷:22.4kW 暖:25.0kW 室内機3台	飲食客 席・飲食 事務室	空調用	5.4	R410A	8
春日PA下り ACP-5	春日PA下り 宮城郡利府 町春日字二ツ石39-8	ビル用パッケー ジエアコン	冷:33.5kW 暖:37.5kW 室内機2台	飲食厨房	空調用	6.3	R410A	6.5
春日PA下り ACP-6	春日PA下り 宮城郡利府 町春日字二ツ石39-8	店舗用パッケー ジエアコン	冷:3.6kW 暖:4.0kW 室内機1台	飲食従業 員休憩室	空調用	0.8	R410A	1.3
春日PA下り ACP-7	春日PA下り 宮城郡利府 町春日字二ツ石39-8	ビル用パッケー ジエアコン	冷:40.0kW 暖:45.0kW 室内機5台	店舗・店 舗用事務 室	空調用	10.3	R410A	13

上記のテナント区画内に設置される空調設備については、通常の点検に加え、フロン排出抑制法に基づく点検を実施し報告すること。

企 画 書 類 一 覧

提 出 書 類 名		様式番号	確認欄
店舗運営のコンセプト・運営方針	店舗運営のコンセプト	1－(1)	☐
	店舗運営の方針（本社の営業姿勢）	1－(2)	☐
売店	売店の概要	2－(1)	☐
	商品	2－(2)	☐
	サービス	2－(3)	☐
飲食店舗	飲食店舗の概要	3－(1)	☐
	飲食物	3－(2)	☐
衛生・食品表示管理	食材、機器、従業員等の衛生管理	4－(1)	☐
	食品表示管理	4－(2)	☐
店舗の内装・レイアウト	店舗内レイアウト	5－(1)	☐
営業体制	従業員の配置体制	6－(1)	☐
	適正な人員配置	6－(2)	☐
クレーム・要望等への対応	クレーム・要望等への対応	7－(1)	☐
商品管理	商品管理・対応	8－(1)	☐
従業員教育	従業員の教育・訓練体制	9－(1)	☐
	従業員の満足度向上	9－(2)	☐
クリンリネス	店舗内の清掃	10－(1)	☐
	店舗外の清掃	10－(2)	☐
売上目標	収支計画	11－(1)	☐
	目標達成のための取り組み	11－(2)	☐
	賃料（売上歩合賃料率）	11－(3)	☐
環境に配慮した取り組み・CSR・SDGsへの取り組み	応募者としての取り組み	12－(1)	☐
	店舗としての取り組み	12－(2)	☐
危機管理	リスクマネジメント	13－(1)	☐
賑わいの演出	出店者独自イベント	14－(1)	☐
	サービスの多様化	14－(2)	☐

- ※ 1 様式1－(1)から様式13－(1)は必須です。様式14－(1)、様式14－(2)は任意です。
 ※ 2 この様式に依り難い場合は、任意の様式でもかまいません。
 ※ 3 用紙サイズはできる限りA版を使用してください。
 ※ 4 応募者名及び上下線の区別を必ず記載してください。
 ※ 5 確認欄は、書類のチェックに利用してください。（本紙は提出の必要はありません。）

1. 店舗運営のコンセプト・運営方針
(1) 店舗運営のコンセプト

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※高速道路・有料道路のサービスエリア、パーキングエリアにおいて、運営・出店の実績があれば、その実績の有無についても記載してください。

1. 店舗運営のコンセプト・運営方針
(2) 店舗運営の方針(本社の営業姿勢)

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※本社のサポート体制等について記載してください。

2. 売店
(1) 売店の概要

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※運営方法、店舗名称は記載してください。

2. 売店
(2) 商品応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※主な取扱い商品、お土産品について記載してください。
また、地場産品、オリジナル商品の取扱いがあれば記載してください。

2. 売店
(3) サービス

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※自動販売機の設置・サービスの種類について記載してください。
利用者のニーズを示す資料があれば添付してください。

3. 飲食店舗
(1) 飲食店舗の概要

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※運営方法、店舗名称、営業時間は記載してください。

3. 飲食店舗
(2) 飲食物応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※主なメニューについて記載してください。
また、店オリジナルメニュー、地産地消、テイクアウトメニューがあれば記載してください。

4. 衛生・食品表示管理
(1) 食材、機器、従業員等の衛生管理

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

4. 衛生・食品表示管理
(2)食品表示管理

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※管理体制等について記載してください。

5. 店舗の内装・レイアウト
(1) 店舗内レイアウト

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※売店・飲食店舗の予定レイアウト図を記入してください。
※本紙によらず、別にレイアウトがわかる資料(平面図等)を添付しても可とします。

6. 営業体制
(1) 従業員の配置体制

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※組織図・連絡体制・責任体制(指揮命令系統がわかるもの・責任者がわかるもの)

6. 営業体制
(2)適正な人員配置

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※通常期・繁忙期の人員配置計画等を記載してください。

7. クレーム・要望等への対応
(1)クレーム・要望等への対応

応募者名
春日PA 上り ・ 下り

8. 商品管理
(1)商品管理・対応

応募者名
春日PA 上り ・ 下り

--

9.従業員教育
(1)従業員の教育・訓練体制

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

Empty space for content

9.従業員教育
(2)従業員の満足度向上

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

10. クリンリネス
(1) 店舗内の清掃

応募者名
春日PA 上り ・ 下り

10. クリンリネス
(2) 店舗外の清掃

応募者名
春日PA 上り ・ 下り

11. 売上目標
(1) 収支計画

応募者名

春日PA 上り・下り

① 全体の収入計画

(単位: 千円)

収入計	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備考
売店							
飲食店舗							
キッチンカー							
自動販売機							
売上合計							

② 売店の収支計画

(単位: 千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備考
収入	商品売上						
	その他						
(収入計)							
支出	人件費						
	光熱水費						
	商品仕入						
	その他						
(支出計)							
差引損益							

	R4	R5	R6	R7	R8	備考
年間来客数(人)						
平均来客単価(円)						

③ 飲食店舗の収支計画

(単位: 千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備考
収入	商品売上						
	その他						
(収入計)							
支出	人件費						
	光熱水費						
	商品仕入						
	その他						
(支出計)							
差引損益							

	R4	R5	R6	R7	R8	備考
年間来客数(人)						
平均来客単価(円)						

11. 売上目標
(2) 目標達成のための取り組み

応募者名
春日PA 上り ・ 下り

11. 売上目標
(3) 賃料(売上歩合賃料率)

応募者名

春日PA 上り・下り

売上歩合賃料率

売上歩合賃料率を記載してください。

(月間基本売上高を超過した額の4%以上、小数点第1位まで可、少数点第2位以下は切り捨て)

(消費税を除く月間売上高－5,000,000円
(月間基本売上高))

×

売上歩合賃料率

%

注1: 月間売上高には、売店、飲食店舗、自動販売機、キッチンカーの売上が含まれます。

注2: 月間売上の対象となる商品に次のものは含まれません。

	項目	具体例(主な商品、サービス)
1	公共料金	電気、ガス、水道、電話料金など その他収納代行サービス
2	委託商品	はがき、切手、印紙、チケット類 ゴミ袋、バス券など
3	プリペイドカード	携帯電話、国際電話、音楽やゲームなどネットでサービスを受ける商品など
4	サービス	ゆうパック、宅急便、コピー、FAX、宝くじなど
5	たばこ	たばこ
6	新聞	新聞(一般、スポーツ、競馬)、地元発行紙
7	雑誌	週刊誌、月刊誌、コミック、文庫本
8	預り金	電子マネー機能付きICカード等への現金チャージによる預り金
9	その他	その他協議による

注3: 売上歩合賃料率を4%未満とした場合は、失格となります。

12. 環境に配慮した取り組み・CSR・SDGsへの取り組み
(1) 応募者としての取り組み

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※ISO14001の取得の有無についても記載してください。

12. 環境に配慮した取り組み・CSR・SDGsへの取り組み
(2)店舗としての取り組み

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※春日PAでの取り組みについて記載してください。

13. 危機管理
(1) リスクマネジメント

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※大規模災害時の対応、感染症対策等について記載してください。

14. 賑わいの演出(任意記載)
(1)出店者独自イベント

応募者名

春日PA 上り ・ 下り

※屋外広場(下り線)を中心とした活用方法を記載してください。

14. 賑わいの演出(任意記載)
(2)サービスの多様化

応募者名

春日PA 上り・下り

※地域貢献、地元食材の使用、キッチンカー等のサービスの多様化について記載してください。

申 込 資 格 確 認 書

記入方法：該当しない場合については各項目の回答欄の□にチェック（レ印）をつけてください。

	回答欄
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。	□該当なし
本応募に関し不正な利益を得るために連合するなど不正な行為を行っていないこと。	□該当なし
役員が暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは第6号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者ではないこと。	□該当なし
公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。	□該当なし
役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者がいないこと。	□該当なし
その他著しく社会的信用を損なう行為等がないこと。	□該当なし

以上すべて相違ないことを確約します。

令和 年 月 日

（会 社 名）

（代表者名）

印

様式第 2 号

令和 年 月 日

質 疑 書

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

「宮城県道路公社 仙台松島道路（三陸自動車道）春日パーキングエリア内道路サービス施設（下り線）出店者募集要領」に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

様式第 2 号 (別紙)

質疑書別紙

質 疑 事 項	質 疑 内 容

様式第 3 号

令和 年 月 日

応 募 企 画 書

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

「宮城県道路公社 仙台松島道路（三陸自動車道）春日パーキングエリア内道路サービス施設（下り線）出店者募集要領」に基づき、応募企画書を提出します。

様式第4号

令和 年 月 日

フランチャイズ契約により別の事業者（フランチャイジー）に
運営を任せるための申請書

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

氏 名

印

（法人の場合は名称及び代表者名）

（事務担当責任者）

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

「宮城県道路公社 仙台松島道路（三陸自動車道）春日パーキングエリア内道路サービス施設（下り線）出店者募集要領」に基づき、
_____を別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せる予定であるので、別添のとおり応募企画書に添えて別の事業者（フランチャイジー）についての応募に関する書類を提出します。

※下線部に「フランチャイズ」契約を予定している「売店」、「飲食店舗」の字句を記入してください。

様式第5号

令和 年 月 日

第三者に売店又は飲食店舗の運営を行わせるための申請書

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

「宮城県道路公社 仙台松島道路（三陸自動車道）春日パーキングエリア内道路サービス施設（下り線）出店者募集要領」に基づき、第三者に店舗内に設置する_____の運営を行わせる予定であるので、別添のとおり応募企画書に添えて第三者についての応募に関する書類を提出します。

※下線部に第三者運営を予定する「売店」又は「飲食店舗」の字句を記入してください。

参 考 資 料

・ 参考資料 1 アンケート調査結果

◇調査場所

春日PA（上り線・下り線）

◇調査実施日

平日：平成27年9月15日（火）

休日：平成27年9月13日（日）

・ 参考資料 2 「契約面積図」

参考資料 1

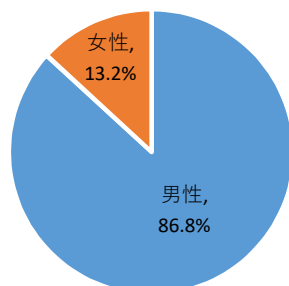
アンケート調査結果

※このアンケート結果は、来場者全員を対象としたものではありません。

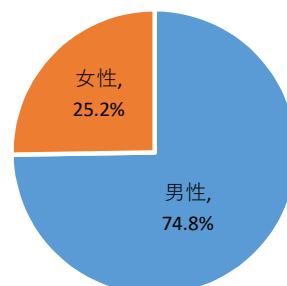
[春日PA（上り線）]

性別

【平日】

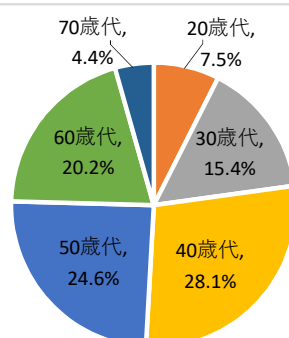


【休日】

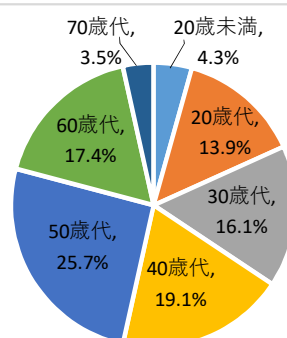


年齢

【平日】

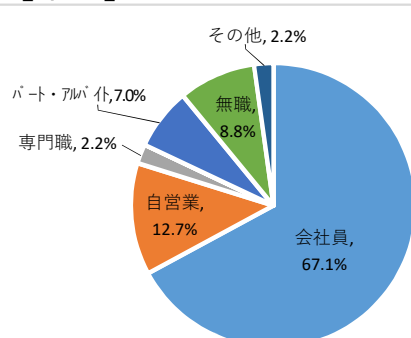


【休日】

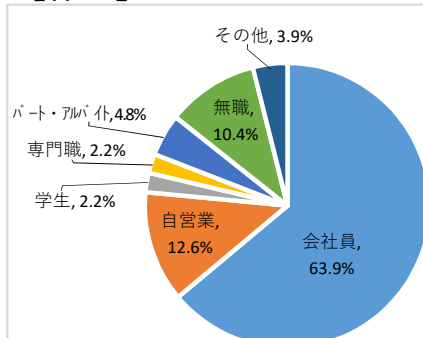


職業

【平日】

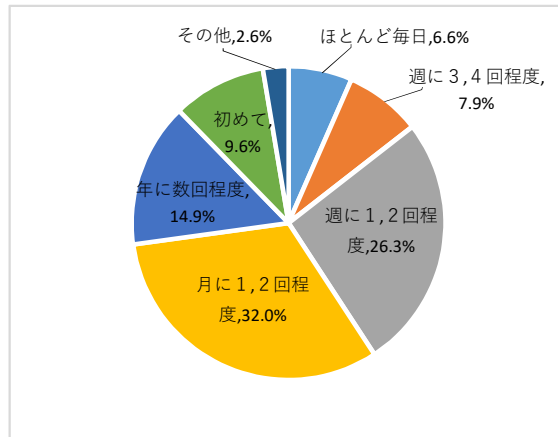


【休日】

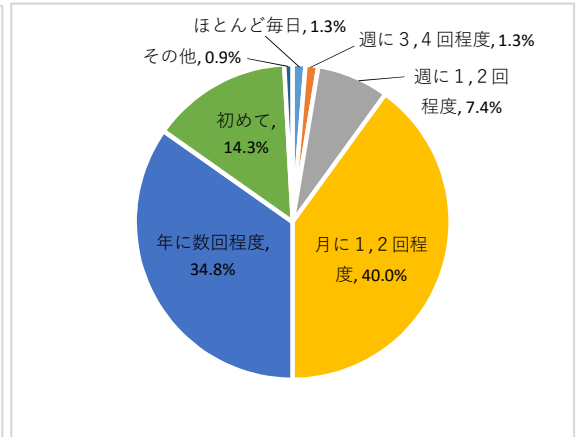


春日PAの利用頻度

【平日】

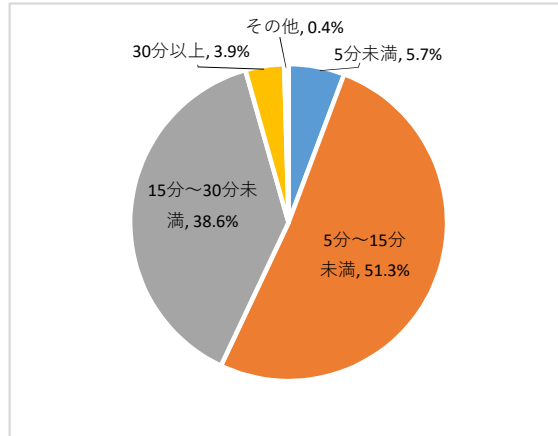


【休日】

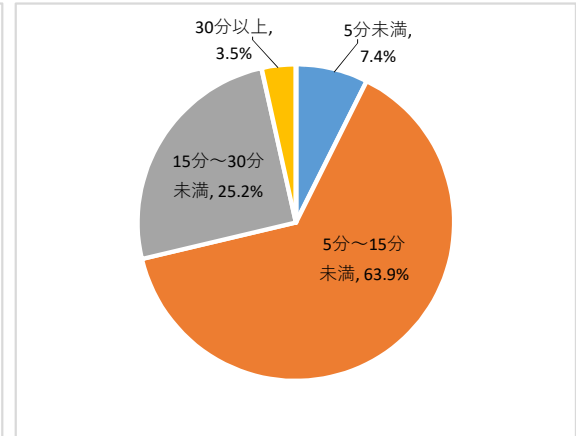


春日PAの滞在時間

【平日】

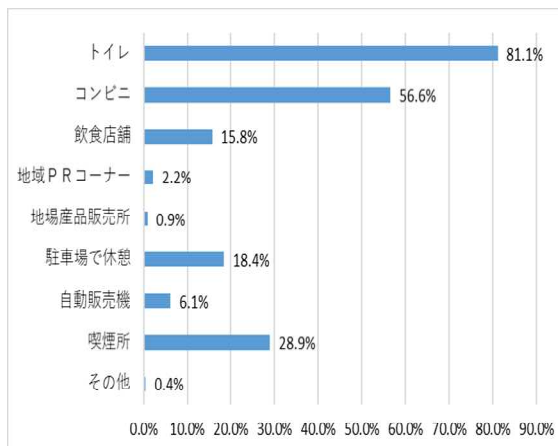


【休日】

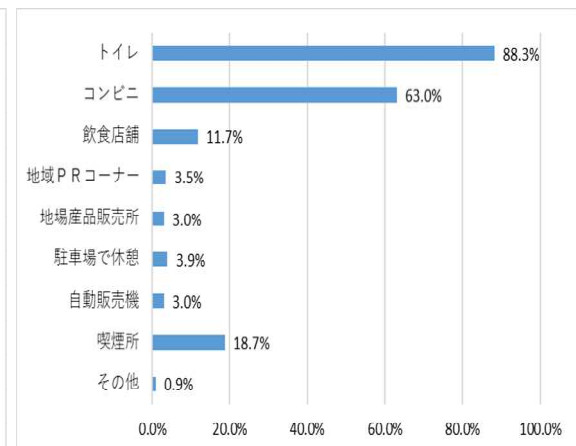


春日PAで利用した施設（複数回答）

【平日】



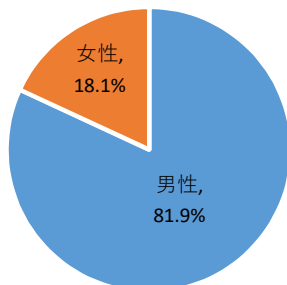
【休日】



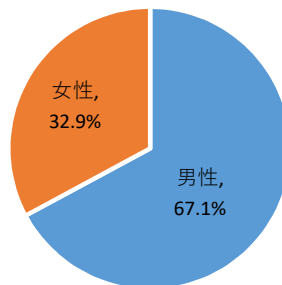
【春日PA（下り線）】

性別

【平日】

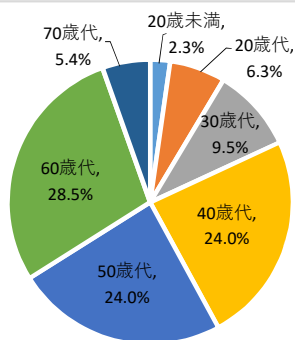


【休日】

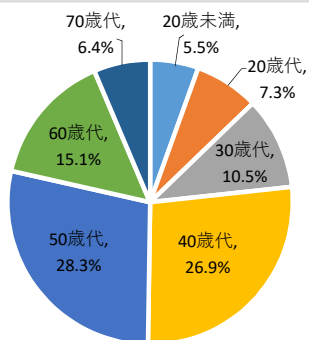


年齢

【平日】

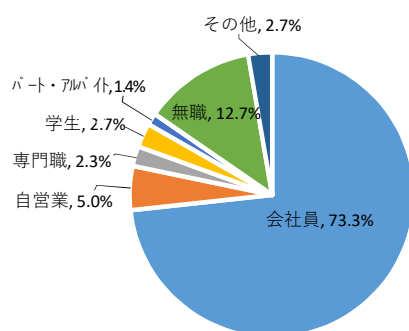


【休日】

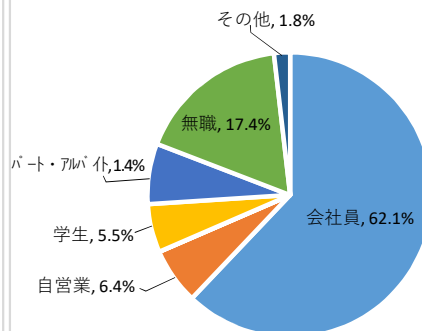


職業

【平日】

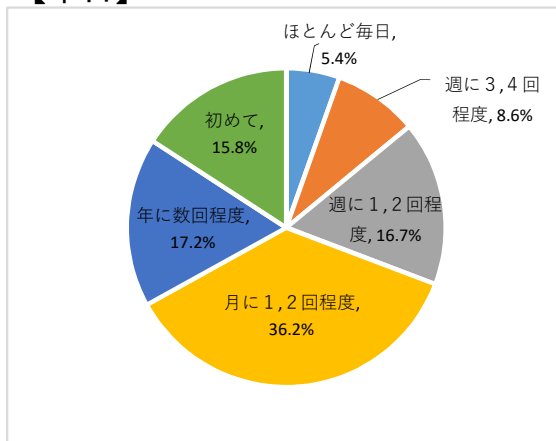


【休日】

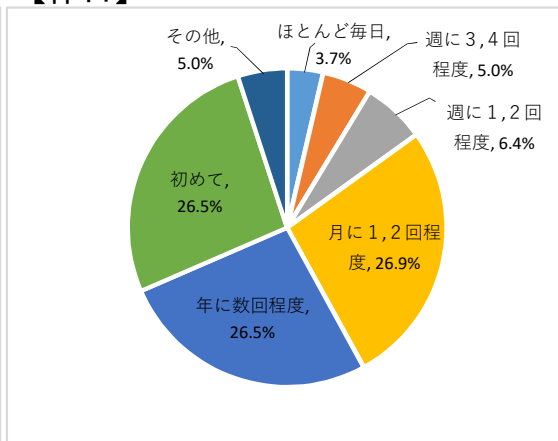


春日PAの利用頻度

【平日】

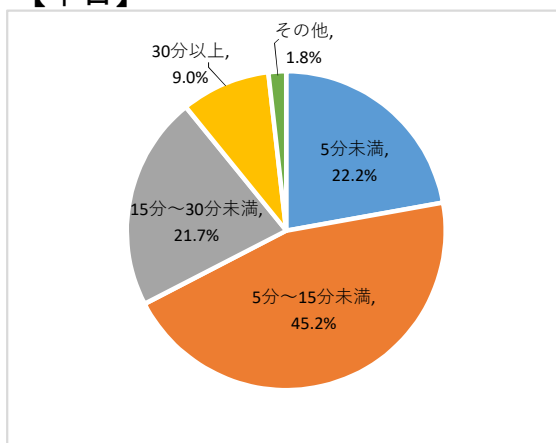


【休日】

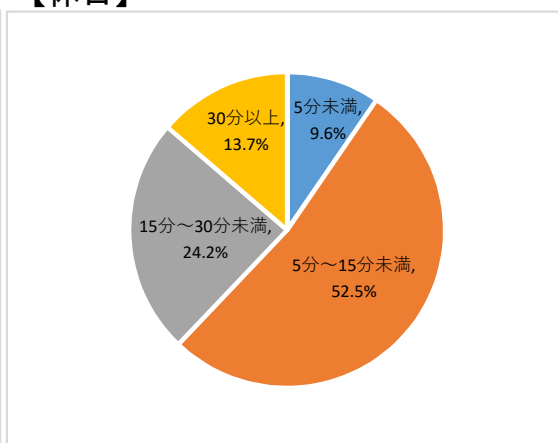


春日PAの滞在時間

【平日】

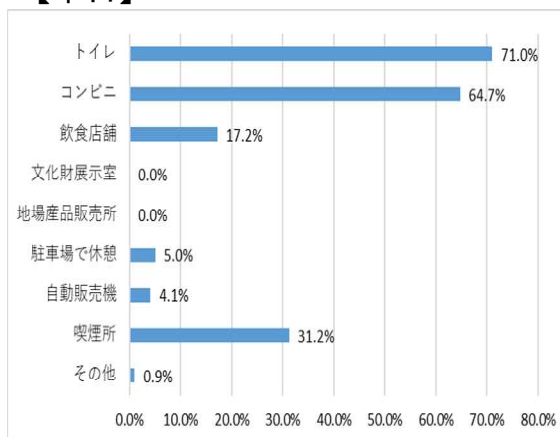


【休日】

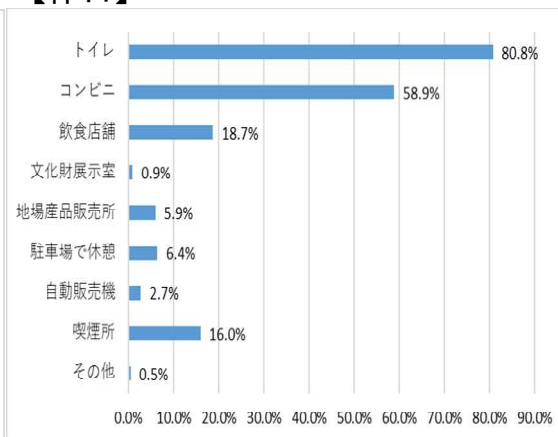


春日PAで利用した施設（複数回答）

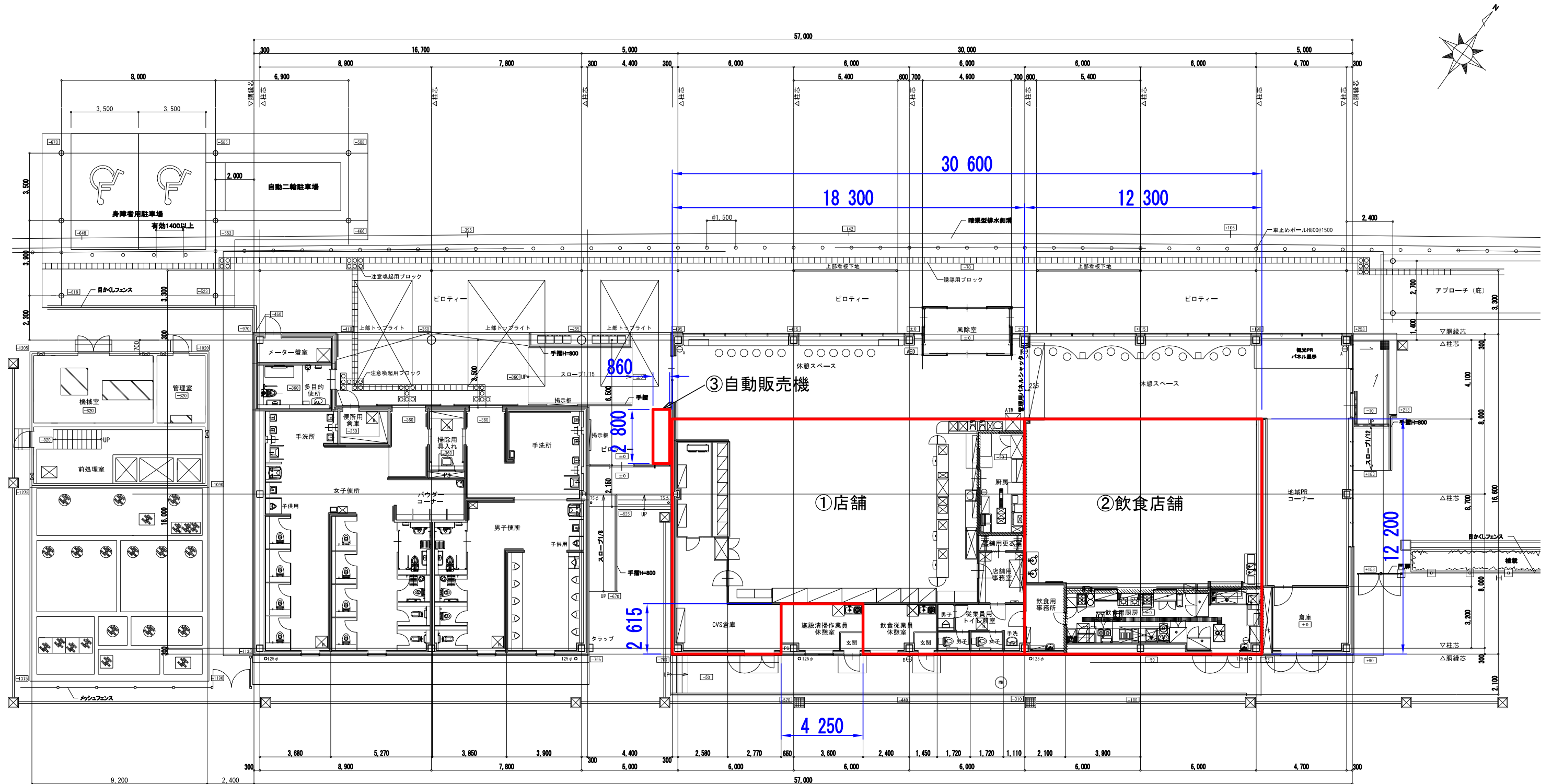
【平日】



【休日】



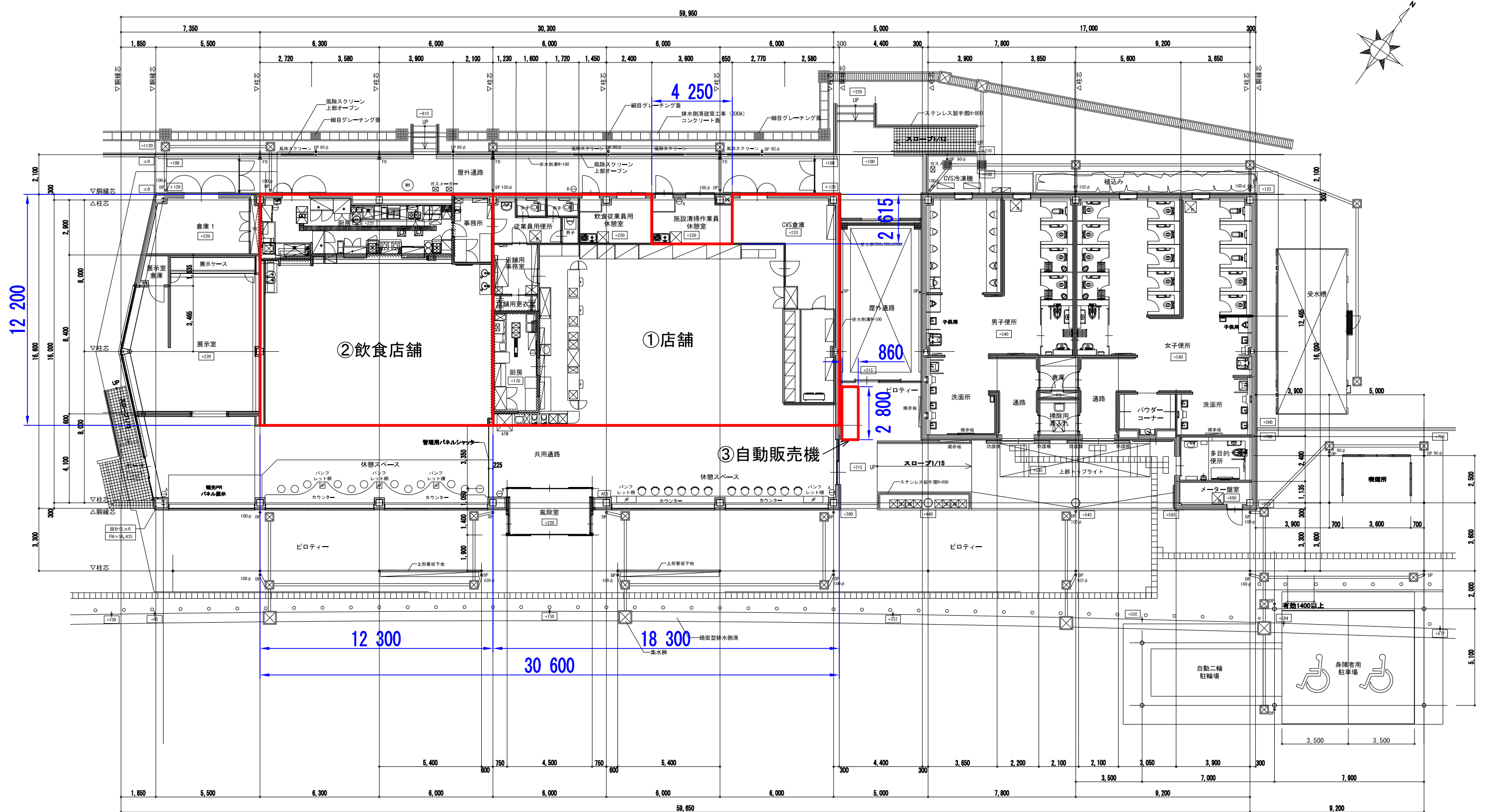
別添 参考資料2「契約面積図」 春日PA(上り線)



契約面積算出	
①店舗面積	$(18.3\text{m} \times 12.20\text{m}) - (4.25\text{m} \times 2.615\text{m}) = 212.146 \div 212.1\text{m}^2$
②飲食店舗面積	$(12.30\text{m} \times 12.20\text{m}) = 150.060 \div 150.1\text{m}^2$
③自動販売機面積	$(2.80\text{m} \times 0.86\text{m}) = 2.408 \div 2.4\text{m}^2$ (※設置可能面積)

※建物の寸法は、壁芯の寸法である。

別添 参考資料2「契約面積図」 春日PA(下り線)



契約面積算出

①店舗面積	$(18.3\text{m} \times 12.20\text{m}) - (4.25\text{m} \times 2.615\text{m}) = 212.146 \div 212.1\text{m}^2$
②飲食店舗面積	$(12.30\text{m} \times 12.20\text{m}) = 150.060 \div 150.1\text{m}^2$
③自動販売機面積	$(2.80\text{m} \times 0.86\text{m}) = 2.408 \div 2.4\text{m}^2$ (※設置可能面積)

※建物の寸法は、壁芯の寸法である。